



平成30年5月8日

各 位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 加賀谷 卓
(コード番号 1721 東証第1部)
問合せ先 取締役財務部長 尾崎秀彦
(TEL. 03-3448-7000)

会社名 株式会社SYSKEN
代表者名 代表取締役社長 福元秀典
(コード番号 1933 東証第2部、福証)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長梅田敏雄
(TEL. 096-285-1301)

コムシスホールディングス株式会社と株式会社SYSKENの
経営統合に関する株式交換契約締結のお知らせ

コムシスホールディングス株式会社（以下、「CHD」といいます。）及び株式会社SYSKEN（以下、「SYSKEN」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、CHDを株式交換完全親会社、SYSKENを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）により経営統合を実施することを決議し、本日、CHDとSYSKENとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたのでお知らせいたします。

本株式交換は、CHDにおいては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、SYSKENにおいては平成30年6月21日開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成30年10月1日を効力発生日として行う予定です。また、本株式交換の実施は、上記SYSKENの定時株主総会の承認、及びCHDによる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないこと等を条件としております。本株式交換の効力発生日に先立ち、SYSKENの株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「福岡証券取引所」といいます。）において平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。

記

1. 本株式交換による経営統合の目的

通信建設業を取り巻く事業環境は、情報通信技術の目覚ましい進展により、インフラ整備の拡充競争の時代からサービスメニュー・コンテンツを競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ整備構築

のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競争力を強化するためのコストダウンの要請も今後一層強まるものと見込まれます。

また、公共・民間分野におきましては、政府が主導する国土強靭化政策や地方創生計画等による社会インフラへの投資及び東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた建設投資の拡大が期待される一方で、日本経済の大きな節目となる2020年以降は、建設需要も変化し、少子高齢化といった日本の構造的な問題がより一層顕在化することが想定されます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

C HDグループは、N TTグループをはじめとする通信事業者の通信インフラネットワーク構築を全国規模で行うリーディングカンパニーであり、この中核事業に加えて、公共及び一般のお客様に向けたネットワークやサーバー構築などのI CT事業、ガス・水道等ライフライン設備の構築事業、電線類の地中化事業、並びに太陽光発電事業などのエネルギー関連事業にも注力しております。

一方、S Y S K E Nグループは、「N TTインフラ構築事業」「総合設備構築事業」を事業の柱として多方面に亘る事業展開を進めており、N TTグループをはじめとする情報通信インフラや電気・空調などの総合設備分野において主に九州を中心に営業展開している企業として地域の活性化や発展に注力しております。

通信建設業界を取り巻く競争環境を踏まえ、今後予想されるこのような厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、対象地域、事業分野等について互いの強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携を行うことが必要となります。C HDとS Y S K E Nは、株式交換を通じた経営統合を実現することにより、意思決定の迅速化を図り、より機動的に事業戦略の策定を可能とする経営体制を確立することが最善の策であると判断いたしました。

C HDグループ及びS Y S K E Nグループは、両社グループが持つ技術力を相互補完することで、通信、電気、ガス、水道などのインフラ設備建設のサービスラインナップの拡充や、両社グループが安定的かつ継続的に発展するための人材交流、施工・安全品質マネジメントノウハウ及びI Tプラットフォームの共有・活用による効率化など、C HDグループ及びS Y S K E Nグループの強みを活かして広範囲にわたって事業展開することでシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	平成30年5月8日
本株式交換契約締結日（両社）	平成30年5月8日
定時株主総会開催日（S Y S K E N）	平成30年6月21日（予定）
最終売買日（S Y S K E N）	平成30年9月25日（予定）
上場廃止日（S Y S K E N）	平成30年9月26日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(注1) 本株式交換は、C HDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株

式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行われる予定です。

- (注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

C HDを株式交換完全親会社、S Y S K E Nを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、C HDにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、S Y S K E Nにおいては、平成30年6月21日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成30年10月1日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	C HD (株式交換完全親会社)	S Y S K E N (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.04
本株式交換により 交付する株式数	C HDの普通株式：2,637,443株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

S Y S K E Nの普通株式1株に対して、C HDの普通株式1.04株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するC HDの株式数

C HDは、本株式交換に際して、本株式交換によりC HDがS Y S K E Nの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるS Y S K E Nの株主に対して、その保有するS Y S K E Nの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のC HDの普通株式を割当交付いたします。本株式交換に際して交付するC HDの普通株式は、全てC HDが保有する自己株式（平成30年3月31日現在：26,382,145株）を充当し、新株式は発行しない予定です。

なお、S Y S K E Nは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに保有している自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってS Y S K E Nが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、S Y S K E Nによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) S Y S K E Nが保有し、又はC H Dの子会社が取得するC H Dの普通株式について
本株式交換により株式交換完全子会社となるS Y S K E Nは、株式交換完全親会
社となるC H Dの普通株式（平成30年3月31日現在：1,400株）を保有しております。
また、C H Dの子会社である日本コムシス株式会社はS Y S K E Nの普通株式
(平成30年3月31日現在：200株)を保有しているところ、本株式交換により、
基準時に保有するS Y S K E Nの普通株式に対してC H Dの普通株式が割当交付さ
れる予定です。

各社が基準時に保有するC H Dの普通株式については、本株式交換の効力発生日
以降において子会社の有する親会社株式となるため、当該C H Dの普通株式につい
て、会社法第135条第3項の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、C H Dの単元未満株式（100株未満の株式）を保有すること
となるS Y S K E Nの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場
において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、C H Dの単
元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びC H Dの定款の規定に基づき、単元未満株主がC
H Dに対し、自己の保有するC H Dの単元未満株式と合わせて1単元（100株）
となる数のC H Dの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がC H Dに対し、自己
の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、S Y S K E Nの株主に交付されるC H Dの普通株式の数に1
株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、
その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる
ものとします。）に相当する数のC H Dの普通株式を売却し、かかる売却代金をそ
の1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるS Y S K E Nの
株主にお支払いします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

S Y S K E Nは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 剰余金の配当

各配当基準日の株主名簿に記載又は記録されたC H D及びS Y S K E Nの株主又は登録株式
質権者の皆様につきましては、各社の定時株主総会決議を条件として期末配当を、また各社の
取締役会決議を条件として中間配当を、それぞれ行う予定であります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

C HDは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、C HDの第三者算定機関として三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱U F J モルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱U F J モルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、C HDがS Y S K E Nに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、S Y S K E Nは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、S Y S K E Nの第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書を参考に、S Y S K E NがC HDに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は、最終的に上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

C HDのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱U F J モルガン・スタンレー証券及びS Y S K E Nのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、いずれもC HD及びS Y S K E Nから独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

三菱U F J モルガン・スタンレー証券は、C HD及びS Y S K E Nの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成30年5月7日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるC HD株式並びに東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所におけるS Y S K E N株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間並びに6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分

析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）を採用し、算定を行いました。

なお、SYSENの普通株式1株に対して割当てるCHDの普通株式の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	0.71～0.80
類似企業比較分析	0.35～0.53
DCF分析	0.81～1.10

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査等を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成30年5月7日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありませんが、本株式交換の実施に伴う一部のコスト削減効果は考慮しております。

みずほ証券は、CHDについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、SYSENについては、同社が東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、平成30年5月7日を算定基準日として、CHDについては東京証券取引所、SYSENについては東京証券取引所及び福岡証券取引所

における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、両社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるSYSENの普通株式1株に対するCHD株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.71～0.87
類似企業比較法	0.13～0.35
DCF法	0.46～1.30

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、SYSENはCHDの完全子会社となり、完全子会社となるSYSENの普通株式は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の有価証券上場規程及び株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、平成30年9月26日付で上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定あります。上場廃止後は、東京証券取引所及び福岡証券取引所においてSYSENの普通株式を取引することはできません。

一方、本株式交換の対価であるCHDの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるCHDの普通株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、SYSENの株主のうちCHDの普通株式を100株以上割当交付される株主に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。SYSENの株主のうち、CHDの普通株式を100株未満割当交付される株主においては、単元未満株式となるため、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により、単元未満株式の買取請求又は単元未満株式の買増請求の制度

を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記2.（3）の（注4）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（3）の（注5）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、S Y S K E Nの株主は、最終売買日である平成30年9月25日（予定）までは、東京証券取引所及び福岡証券取引所においてその保有するS Y S K E Nの普通株式を従来どおり取引することができます。

（4）公正性を担保するための措置

C H D及びS Y S K E Nは、本株式交換の検討に際して、公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。

C H Dは、C H D及びS Y S K E Nから独立した第三者算定機関である三菱U F J モルガン・スタンレー証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、C H Dは、三菱U F J モルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、C H Dは、両社から独立した法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、S Y S K E Nは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成30年5月7日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、S Y S K E Nは、みずほ証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、S Y S K E Nは、両社から独立した法務アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

（5）利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、C H D及びS Y S K E Nは親会社と子会社の関係ではなく、また両社の間には役員の兼任もなく、特段の利益相反関係は存しないことから、特段の措置は講じておりません。

4. 株式交換当事会社の概要 (平成 30 年 3 月 31 日時点)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	コムシスホールディングス株式会社	株式会社 S Y S K E N
(2) 所 在 地	東京都品川区東五反田二丁目 17 番 1 号	熊本県熊本市中央区萩原町 14 番 45 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加賀谷 卓	代表取締役社長 福元 秀典
(4) 事 業 内 容	電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等	情報電気通信事業、総合設備事業その他
(5) 資 本 金	10,000 百万円	801 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 15 年 9 月 29 日	昭和 29 年 9 月 10 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 141,000,000 株	普通株式 2,620,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	11,581 名 (連結)	888 名 (連結)
(10) 主 要 取 引 先	東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ その他	西日本電信電話(株) (株)N T T フィールドテクノ その他
(11) 主 要 取 引 銀 行	株三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行	株肥後銀行 (株)りそな銀行 (株)みずほ銀行 (株)西日本シティ銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行 16.24% (信託口)	S Y S K E N 従業員持株会 9.68%
	日本トラスティ・サービス信託銀行 9.27% (信託口)	第一生命保険(株) 6.00%
	資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口) 2.08%	日本生命保険相互会社 5.02%
	日本生命保険相互会社 1.83%	(株)肥後銀行 4.72%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業(株)退職給付信託口) 1.13%	住友生命保険相互会社 3.17%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	CHDの子会社である日本コムシス株式会社は、S Y S K E Nの発行済株式総数の 0.008% (200 株) を保有しております。 S Y S K E Nは、CHDの発行済株式総数の 0.001% (1,400 株) を保有しております。	
資 本 関 係	CHDと S Y S K E Nとの間には、記載すべき人的関係はありません。また、CHDの関係者及び関係会社と S Y S K E Nの関係者及び関係会社の間には、記載すべき人的関係はありません。	
人 的 関 係	CHDと S Y S K E Nとの間には、記載すべき人的関係はありません。また、CHDの関係者及び関係会社と S Y S K E Nの関係者及び関係会社の間には、記載すべき人的関係はありません。	

取引関係	C HDとS Y S K E Nとの間には、記載すべき取引関係はありません。また、C HDの子会社とS Y S K E Nとの間には、請負工事の受発注に係る取引関係がありますが、その他C HDの関係者及び関係会社とS Y S K E Nの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	S Y S K E Nは、C HDの関連当事者には該当しません。また、S Y S K E Nの関係者及び関係会社は、C HDの関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)

決算期	C HD(連結)			S Y S K E N(連結)		
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結純資産	196,543	202,943	231,767	10,868	11,730	12,384
連結総資産	266,066	284,367	328,192	21,306	22,360	24,052
1株当たり連結純資産(円)	1,764.13	1,848.33	2,008.42	837.48	903.99	4,890.70
連結売上高	320,654	334,163	380,024	26,696	27,899	28,088
連結営業利益	23,849	25,036	30,347	843	961	898
連結経常利益	24,223	25,341	30,706	1,031	1,188	1,169
親会社株主に帰属する当期純利益	15,420	14,485	20,390	789	755	931
1株当たり連結当期純利益(円)	136.75	129.96	178.64	60.92	58.25	362.97
1株当たり配当金(円)	35.00	40.00	50.00	11.00	12.00	65.00

(注1) S Y S K E Nは、平成28年3月期の1株当たりの配当額は、特別配当1円を含んでおります。

(注2) S Y S K E Nは、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、平成30年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株あたり情報を算定しております。

5. 株式交換後の完全親会社の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	コムシスホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加賀谷 卓
(4) 事業内容	電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当いたします。なお、本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額は、現時点では未確定です。

7. 今後の見通し

本株式交換により S Y S K E N は C H D の完全子会社となる予定です。本株式交換が C H D の連結業績に与える影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

C H D の当期連結業績予想 (平成 30 年 5 月 8 日公表分) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 31 年 3 月期)	400, 000	32, 000	32, 200	21, 000
前期実績 (平成 30 年 3 月期)	380, 024	30, 347	30, 706	20, 390

※本株式交換が C H D の当期の連結業績に与える影響は現在精査中であり、上記当期業績予想 (平成 31 年 3 月期) には織り込んでおりません。

S Y S K E N の当期連結業績予想 (平成 30 年 5 月 8 日公表分) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成 31 年 3 月期)	29, 100	790	1, 100	750
前期実績 (平成 30 年 3 月期)	28, 088	898	1, 169	931

※本株式交換が S Y S K E N の当期の連結業績に与える影響は現在精査中であり、上記当期業績予想 (平成 31 年 3 月期) には織り込んでおりません。